

高浜市医療・介護・福祉ネットワーク
「えんじょゆネット高浜」
利用規約

目次

- 第一章 総則（第1条～第6条）
- 第二章 利用に関する事柄等（第7条～第15条）
- 第三章 サービス内容
 - 第一節 電子@連絡帳システム（第16条～第21条）
 - 第二節 ポータルサイトサービス（第22条～第25条）
- 第四章 えんじょyネット高浜の運用（第26条～第41条）
- 第五章 その他（第42条）

第一章 総則

（目的）

第1条 本規約は、高浜市医療・介護・福祉ネットワーク「えんじょyネット高浜」（以下、「えんじょyネット高浜」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることにより、えんじょyネット高浜を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

（定義）

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) えんじょyネット高浜 高浜市内で医療や介護等を受ける対象者のプライバシー保護を厳重に図りながら、対象者情報の一部について利用施設を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報をもとに多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・介護サービス等を提供することを目的としたツール（電子@連絡帳システム）を提供するものをいう
- (2) 対象者 高浜市内に在住の者で、えんじょyネット高浜での情報共有に同意した者をいう
- (3) 利用施設 えんじょyネット高浜を利用することができる施設をいう
- (4) 施設管理者 利用施設において当該施設に属する利用者の運用に関して全ての責任を負う者をいう
- (5) 利用者 利用施設において、えんじょyネット高浜を利用する者をいう

（サービス内容）

第3条 えんじょyネット高浜は、次のサービスを提供する。

- (1) えんじょyネット高浜を利用する利用施設相互間で電子@連絡帳システムを用いて、利用施設への受診時や治療歴の情報、治療経過やその効果、薬の重複投与の防止、種々の検査データなどを共有するサービス
- (2) えんじょyネット高浜の利用施設の情報等及びえんじょyネット高浜の利用者に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他第1条の達成に必要なサービス

(サービスの運営)

第4条 高浜市は、前条第1項に定めるサービスに係る業務を行うものとする。

2 前項の場合において高浜市は、必要に応じて高浜市在宅医療・介護連携推進協議会（以下、「協議会」という。）と協議するものとする。

(システム運用管理)

第5条 高浜市は、えんじょyネット高浜のシステムの運用管理を、えんじょyネット高浜のシステムの賃貸借契約事業者（以下、「契約事業者」という。）に委託することができる。この場合において、契約事業者は、本規約及び別に定める仕様書に基づき、えんじょyネット高浜のシステムの運用管理を行うものとする。

(対象者)

第6条 えんじょyネット高浜を利用して情報を共有する対象者の範囲は、高浜市内に在住の者とする。

第二章 利用に関する事柄等

(利用施設)

第7条 次の各号に掲げる施設は、えんじょyネット高浜を利用できる。

- (1) 刈谷医師会に属する高浜市内の診療所及び病院
- (2) 碧南歯科医師会に属する高浜市内の歯科診療所
- (3) 碧南高浜薬剤師会に属する高浜市内の薬局
- (4) 高浜市社会福祉協議会
- (5) 老人福祉法又は介護保険法の規定に基づきサービスを提供する施設・事業所
- (6) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づきサービスを提供する施設・事業所
- (7) 児童福祉法の規定に基づきサービスを提供する施設・事業所
- (8) 高浜市障害者相談支援事業所
- (9) 愛知県衣浦東部保健所
- (10) 高浜市
- (11) その他協議会が認めたもの

2 利用施設は、施設管理者を置かなければならない。

3 施設管理者は、次条第3項に規定する当該施設に属する利用者の運用に関して全ての責務を負う。

4 施設等は、必要が認められる場合、広域連携協定を提携した電子@連絡帳ネットワーク（以下、「他ネットワーク」という。）利用機関間で対象者情報等を共有することができる。

5 前項の規定により対象者情報を共有して連携する場合は、対象者が居住する行政管理下のネットワークの利用規約に遵守する。

(施設登録申請及び利用者の設定)

- 第8条 施設管理者は、本規約を遵守することを誓約の上、えんじょゆネット高浜のポータルサイトサービス（以下、「ポータルサイト」という。）から施設登録申請を行う。
- 2 高浜市から施設登録の承認を受けた施設管理者は、ポータルサイトの利用者管理システム等を使用して、当該施設に属する者に対し、えんじょゆネット高浜を利用するための利用者識別番号（以下、「ユーザーID」という。）及び暗証番号（以下、「パスワード」という。）を付与することができる。
- 3 利用者は、本規約を遵守することを誓約の上、施設管理者からユーザーID及びパスワードの付与を受けるものとする。
- 4 利用者は、施設管理者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、定期的に変更するものとする。

(事業所内における周知)

- 第9条 利用施設は、えんじょゆネット高浜を利用している旨を当該施設内に掲示するなどして、対象者及びその家族への周知に努めなければならない。

(利用環境の整備)

- 第10条 利用施設は、えんじょゆネット高浜を利用するためには必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器、接続用通信回路、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。
- 2 前項の規定における機器及びその仕様等については、ポータルサイト等に掲載するところとする。

(登録内容の変更等)

- 第11条 施設管理者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、利用者管理システムを使用して、速やかに登録内容の変更等を行わなければならない。

(利用登録の廃止)

- 第12条 利用施設においてえんじょゆネット高浜を廃止する場合は、施設管理者は、ポータルサイトから高浜市に対して、利用廃止申請を行う。高浜市は、申請に基づいて必要な利用廃止手続きを行う。

(利用者のユーザーID及びパスワードの再発行)

- 第13条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、速やかに施設管理者にその旨を連絡し、施設管理者はその責任において、再発行をすることができる。
- 2 前項の場合において、手続きが困難な場合には、施設管理者の責任のもと、高浜市へ当該ユーザーIDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

(利用上の注意)

第14条 施設管理者及び利用者は、本規約に定める事項に従い、えんじょゆネット高浜を利用するものとする。

2 施設管理者及び利用者が、えんじょゆネット高浜を利用した場合、本規約を遵守することを誓約したものとみなす。

(利用に関する問い合わせ)

第15条 利用者は、えんじょゆネット高浜の利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、高浜市に問い合わせることができる。

第三章 サービス内容

第一節 電子@連絡帳システム

(連携方法)

第16条 利用者が、えんじょゆネット高浜によって共有した情報は、仕様に定められたストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者のみ内容にアクセスすることができる。

2 内容の確認をする利用者は、利用者ごとに付与しているユーザーID及びパスワードによりえんじょゆネット高浜のシステムにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(対象者の同意)

第17条 利用者は、えんじょゆネット高浜を利用して対象者に関する情報を他の利用者と共有する場合は、あらかじめ別に定める「えんじょゆネット高浜 説明書・同意書」(以下、「説明書・同意書」という。)を用いて対象者本人(未成年又は同意困難な場合はその家族等。以下、同じ。)の同意を得るものとする。ただし、他の利用者が既に当該対象者の同意を得ている場合及び令和2年6月30日までに既に当該対象者の同意を得ている場合は、改めて対象者本人の同意を得る必要はないものとする。

2 利用者は、令和2年6月30日までに登録された対象者に関する情報を、他ネットワークを利用して他の利用者に提供する場合は、「説明書・同意書」を用いて、対象者本人の同意を得るものとする。

3 前2項の同意を得ることができない場合は、利用者が第1項の規定による情報の共有が明らかに対象者の利益になると判断するときに限り、取得した情報を提供することができるものとする。この場合においても、できる限り対象者の家族その他関係者の同意を得ること等により対象者の利益になることを明らかにするよう努めるものとする。

4 えんじょゆネット高浜に保管された情報について、対象者本人から削除の申し出があった場合は、当該利用者はこれに応じなければならない。

5 前項の削除の申し出を受けた場合は、利用者がえんじょゆネット高浜のシステムで所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

(利用施設間の契約)

第18条 利用者が他の利用者に対して、医用画像データ、対象者情報の一部を送信し、その支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設間の個別の契約により定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第19条 利用者が、えんじょゆネット高浜を利用し支援依頼を行った場合は、他の利用者から受けた遠隔診断、セカンドオピニオン、診療情報の提供などの診断支援結果の採否は、依頼を行った利用者が自らの責任において行うものとする。

2 前項に関して、依頼を行った利用者と当該対象者又は第三者との間の紛争及び依頼を行った利用者と支援を行った利用者との間の紛争について、高浜市、協議会及び契約事業者は責任を負わない。

(連携情報の保管期間)

第20条 えんじょゆネット高浜によって連携された情報は、えんじょゆネット高浜のシステム内に投稿がなされた日から起算して5年間の保管をする。ただし、高浜市と契約事業者の契約がある限りとする。

2 利用者は、前項の当該情報を表示できるものとする。

(共有する情報の取り扱い)

第21条 えんじょゆネット高浜により共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。

2 診療情報の原本については、えんじょゆネット高浜は取り扱わないものとし、利用者が法令等に従い責任を持って別途管理するものとする。

3 えんじょゆネット高浜が取り扱う診療情報の内容について、高浜市、協議会及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

第二節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第22条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、えんじょゆネット高浜の概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

(利用施設情報の公開)

第23条 高浜市は、ポータルサイトサービスで一般公開する情報について、必要に応じて協議会と協議するものとする。

2 利用施設は、第8条に規定するえんじょゆネット高浜の施設登録申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの施設の情報を提供するものとする。

3 利用施設は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

4 ポータルサイトサービスで公開する情報の管理は、高浜市が行うものとする。

(利用者限定の情報)

第24条 利用者のみが閲覧できる情報は、高浜市が利用者のみに通知したい情報及び第1節に規定した情報とする。

2 高浜市は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第25条 高浜市は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第四章 えんじょうネット高浜の運用

(ユーザーID及びパスワードの管理運用)

第26条 利用者は、施設管理者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理については、全ての責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードによりえんじょうネット高浜上でなされた全ての行為及びその結果については、利用者がその責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として対象者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者は細心の注意を持って管理しなければならない。

(機密保持の責任及び法令遵守)

第27条 施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 施設管理者及び利用者は、えんじょうネット高浜で施設登録申請と同時に、えんじょうネット高浜で取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
3 施設管理者及び利用者は、えんじょうネット高浜で取り扱う情報について、個人情報保護法及び高浜市個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用者の教育)

第28条 利用者が本規約及び諸規程を遵守するため、施設管理者は、原則として、利用者へのセキュリティ教育を定期的に（年1回程度）実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要な都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、高浜市からの要請に基づき、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第29条 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに高浜市へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて、高浜市は契約事業者へ報告を行うものとする。

- 2 高浜市は、前項の報告を受けた際、必要に応じてその旨を協議会に報告し、協議会は事故防止の対策を協議するものとする。
- 3 契約事業者は、高浜市からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力をを行うものとし、その結果発生する対策として、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定を行う必要が生じる等、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は高浜市を介し、施設管理者へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。

(利用者意識の高揚)

第30条 利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、机上の整理整頓及び不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人情報が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶媒体からの入力、電子メールの操作などについて、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第31条 *えんじょ* ネット高浜で取り扱う情報処理システムを保護するため、利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウイルス対策)

第32条 利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入する等、セキュリティ対策を講ずるものとする。また、その維持管理については、利用施設又は利用者が責任を持って実施する。

(移動可能な媒体の取り扱い)

第33条 施設管理者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、大容量フラッシュメモリ、印刷された用紙など）について、利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生しても、高浜市、協議会及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取り扱い)

第34条 利用者が取り扱う移動可能な機器（端末、モバイル利用者端末など）については、各利用施設の責任において一元的に管理し、利用者に貸与又は配布したものについては、利用者が責任を持って管理するものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏えいや機器の破損等により、何らかの損害が発生しても、高浜市、協議会及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第35条 高浜市は、えんじょゆネット高浜のサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、高浜市は、利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(ユーザーID使用の一時停止)

第36条 高浜市は、ユーザーIDの漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、高浜市がユーザーIDの使用を一時停止することができる。この場合、必要に応じて高浜市は停止後速やかに利用者に報告をしなければならない。
- 3 前2項により当該利用者に損害が発生した場合、高浜市、協議会及び契約事業者はいかなる責任も負わない。
- 4 高浜市は、第1項又は第2項によりユーザーIDの使用を一時停止した場合は、必要に応じて協議会に報告するものとする。

(データバックアップ作業)

第37条 えんじょゆネット高浜のシステム内に保管されている情報については、契約事業者が、定期的にデータのバックアップ作業を行う。

(計画メンテナンスに伴うサービス停止)

第38条 契約事業者はサービスの品質維持、ソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的のため、定期的に毎月計画メンテナンスを行うものとし、えんじょゆネット高浜の全て又は一部のサービスを停止することができるものとする。

- 2 契約事業者は前項の内容をあらかじめポータルサイトにより利用者に公表するものとする。

(サービスの一時停止)

第39条 高浜市は、次の各号のいずれかに該当する場合については、利用者に事前に通知することなく、一時的にえんじょゆネット高浜のサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
- (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができないとなった場合
- (3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
- (4) その他運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的にえんじょynet高浜のサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかに高浜市に報告をしなければならない。
- 3 前2項により利用者に損害が発生した場合、高浜市、協議会及び契約事業者はいかなる責任も負わない。
- 4 高浜市は、第1項及び第2項の一時停止を行った場合は、必要に応じて協議会に報告するものとする。

(サービスの中止)

第40条 高浜市は、利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、えんじょynet高浜のサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第41条 利用者は、えんじょynet高浜の利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと
- (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること
- (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること
- (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること
- (6) 本規約及び法令に違反すること
- (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと
- (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと
- (9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用させること
- (10) えんじょynet高浜の運営を妨害すること
- (11) えんじょynet高浜を目的外に利用すること

- 2 利用者の行為が前項各号のいずれかに該当した場合又は高浜市が利用者として不適当と判断した場合、高浜市は、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、利用者としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、高浜市が利用者としての資格を停止できる。この場合、高浜市は、停止後速やかに利用者に報告をしなければならない。
- 4 利用者が、第1項各号のいずれかに該当することで高浜市、協議会又は契約事業者が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第五章 その他

(規約の変更等)

第42条 高浜市は、利用者の了承を得ることなく、本規約の変更並びに諸規程の制定及び改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において高浜市は、必要に応じて協議会及び契約事業者と協議するものとする。

3 第1項の変更等を行った場合、高浜市は、利用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

附則

本規約は、平成30年1月4日から施行する。

附則

本規約は、平成31年3月25日から施行する。

附則

本規約は、令和2年7月1日から施行する。